

総社市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月30日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第26号

総社市介護保険条例の一部を改正する条例

総社市介護保険条例（平成17年総社市条例第144号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
(保険料率) 第2条 略 2～5 略 <u>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,100円とする。</u>	(保険料率) 第2条 略 2～5 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の総社市介護保険条例の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。